

○木曾文化公園条例

〔平成 11 年 4 月 1 日
条例第 41 号〕

改正 平成 12 年 12 月 4 日 条例第 26 号 | 平成 18 年 6 月 1 日 条例第 12 号
平成 17 年 11 月 1 日 条例第 20 号 | 平成 19 年 12 月 1 日 条例第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、文化公園の設置及び管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 郡民の教育、文化の向上を図るため、文化公園を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 文化公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
木曾文化公園	木曾郡木曾町日義 4898 番地の 37

(施設の構成)

第 4 条 木曾文化公園（以下「文化公園」という。）は、次の施設により構成する。

- (1) 文化ホール
- (2) 教育文化センター
- (3) 駒っこホール
- (4) 創造の原
- (5) 宿泊施設

(運営の基本)

第 5 条 文化公園は、前条に規定する施設（以下「施設」という。）の機能を調整し、総合的かつ有機的に運営されなければならない。

(職員)

第 6 条 文化公園には、館長のほか必要な職員を置く。

(管理運営)

第 7 条 文化公園の管理運営並びにこの条例の施行について必要な事項は、木曾広域連合長（以下「連合長」という。）が別に定める。

2 施設の管理運営は、連合長が行う。

(指定管理者による管理運営)

第 7 条の 2 連合長は、文化公園の設置目的を効果的に達成するために必要と認

めるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に施設の管理運営を行わせることができる。

2 前項の規定により、指定管理者に施設の管理運営を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 施設の維持及び管理運営に関する業務

(2) 使用許可等に関する業務

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、施設の管理運営に関する事務のうち、連合長のみの権限に属する事務を除く業務

（指定管理者に行わせる施設）

第 7 条の 3 前条第 1 項の規定により、指定管理者に管理運営を行わせる施設は、宿泊施設とする。

（使用の許可）

第 8 条 宿泊施設以外の文化公園の施設（以下「直営施設」という。）を使用しようとする者は、連合長の許可を受けなければならない。

2 宿泊施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

（使用制限等）

第 9 条 連合長は、次の各号の一に該当するときは、直営施設の使用の許可をせず、既に許可した者については、取消し、又は使用を停止することができる。

(1) 風紀又は秩序をみだし、公益を害するおそれがあるとき。

(2) 建物及び附属施設をき損するおそれがあるとき。

(3) 使用目的以外に使用するおそれがあるとき。

(4) 前 3 号に該当する場合のほか、管理上不相当と認めたとき。

2 指定管理者は、前項各号の一に該当するときは、宿泊施設の使用の許可をせず、既に許可した者については、取消し、又は使用を停止することができる。

（直営施設の使用料）

第 10 条 直営施設を使用しようとする者は、別表第 1 及び別表第 2 の使用料を納入しなければならない。ただし、連合長が特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

（宿泊施設の使用料）

第 10 条の 2 連合長は、指定管理者に宿泊施設の使用料を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 宿泊施設の使用料の額は、別表第 3 に掲げる範囲内において、指定管理者が

あらかじめ連合長の承認を得て定めるものとする。使用料の額を変更しようとするときも同様とする。

3 連合長は、前項の承認の申請があった場合、当該申請に係る使用料が次に掲げるものと認めるときは、当該申請を承認する。

(1) 他の類似施設等の使用料に比較して、著しく均衡を失うものでないこと

(2) 第7条の2第2項に規定する業務を適切に運営するために必要な費用に照らし、妥当なものであること

(3) 特定の利用者に対して、不当な差別的な扱いをするものでないこと

4 連合長は、前項の規定により使用料を承認したときは、速やかに承認した使用料金を公告するものとする。

(使用料の還付)

第11条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、直営施設については連合長が、宿泊施設については指定管理者が特別の理由があると認めるとき、その全部又は一部を還付することができる。

(賠償責任)

第11条の2 使用者が故意又は過失により施設を破損し、または滅失したときは、直営施設については連合長の、宿泊施設については指定管理者の命ずるところにより、損害額を賠償しなければならない。

(補則)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月4日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年11月1日条例第20号）

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成18年6月1日条例第12号）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(指定管理者制度の導入に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の木曾文化公園条例の規定により受けたこの条例の施行の日以後の宿泊施設の使用の許可は、この条例による改正後の木曾文化公園条例の規定により受けた宿泊施設の使用の許可とみなす。

附 則（平成 19 年 12 月 1 日条例第 20 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の木曾文化公園条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日以前の使用に係る施設の使用料は、なお従前の例による。

別表第1（第10条関係）

ホール等の施設の使用料

単位：円

使用区分			使用料						
			午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日	超過時間
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時	午後6時から 午後10時	午後9時から 午後5時	午後1時から 午後10時	午後9時から 午後10時	1時間 当り
ホール	入場料を徴収しないで使用する場合	平日	12,000	19,000	24,000	31,000	43,000	55,000	5,000
		土、日曜日 及び休日	14,000	23,000	27,000	37,000	50,000	64,000	6,000
	1,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	平日	16,000	26,000	31,000	42,000	57,000	73,000	7,000
		土、日曜日 及び休日	18,000	30,000	35,000	48,000	65,000	83,000	8,000
	1,000円を超え 3,000円以下の入場を徴収して使用する場合	平日	21,000	33,000	41,000	54,000	74,000	95,000	9,000
		土、日曜日 及び休日	24,000	39,000	45,000	63,000	84,000	108,000	11,000
	3,000円を超える 入場料を徴収して使用する場合	平日	25,000	39,000	48,000	64,000	87,000	112,000	11,000
		土、日曜日 及び休日	28,000	46,000	54,000	74,000	100,000	128,000	13,000
	会議室	第1会議室	700	800	900	1,500	1,700	2,400	200
		第2会議室	1,400	1,600	1,800	3,000	3,400	4,800	400

その他	楽屋	1、 2 (各室)	700	800	900	1,500	1,700	2,400	300
		3	500	600	700	1,100	1,300	1,800	200
	第3会議室		700	800	900	1,500	1,700	2,400	500
	リハーサル室		1,500	1,800	2,100	3,300	3,900	5,400	700
	楽屋事務室		500	600	700	1,100	1,300	1,800	200
	ホワイエ (ホール使用時を除く)		—	—	—	—	—	10,000	—

(備考)

- 1 「平日」とは、月曜日から金曜日まで(2に規定する「休日」を除く。)をいう。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 3 入場料とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。
- 4 入場料の額に2以上の区分がある場合は、その最も高い額を入場料として、この表を適用する。
- 5 ホールを入場料を徴収しないで営業のために使用する場合の使用料の額は、この表の入場料を徴収しないで使用する場合の区分に従い当該区分に定める額の100分の160に相当する額とし、ホール以外を営業のために使用する使用料の額は、この表の区分に従い、当該区分に定める額の100分の200に相当する額にする。
- 6 ホールを専ら練習又は準備のために使用する場合の使用料の額は、この表の区分に従い、当該区分に定める額の100分の60に相当する額とする。
- 7 5、6において算出された使用料の額に100円未満の端数があるときは、切り捨てる。

別表第 2 (第 10 条関係)

附属設備等の使用料

区分	使用料
附属設備を使用する場合	連合長が別に定める額
冷房または暖房を使用する場合	
電気器具の持ち込みをして電力を使用する場合	

別表第 3 (第 10 条の 2 関係)

宿泊施設使用料

区 分	使 用 料
1 泊 2 食	15,000 円